

## 平成26年度 第3回公立大学法人鳥取環境大学経営審議会 議事要旨

- 日 時 平成26年7月31日(木) 10:00~11:30
- 場 所 鳥取環境大学 大会議室(本部講義棟3階)
- 出席者 高橋一委員、河原正彦委員、三野徹委員、若原道昭委員、岡部哲彦委員  
林田英樹委員、藤縄匡伸委員、吉田圭子委員、渡邊良人委員、 [9名/10名]  
葉狩弘一監事、松本美恵子監事[2名/2名]
- 欠席者 山田憲典委員

### 【議事】

- 1 前回及び前々回議事要旨の確認  
原案のとおり了承。

- 2 報告事項

- (1) 近況報告

資料に基づき、在籍者状況、就職活動状況、その他近況について報告があった。

○口頭で大学COC事業が不採択だったとの説明があったが、地域との連携は大学にとっても大切な事業であり、国の補助金がなくても活動は続けてほしい。

- (2) 裁量労働制の導入について

資料に基づき、裁量労働制の導入について報告があった。

- 3 審議事項

- (1) 大学名称の変更について

資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

主な意見等は次のとおり(○:質問・意見、→:回答 以下同様)。

○「公立」と称する大学はどの程度あるのか。

→「公立はこだて未来大学」、「青森公立大学」、「新見公立大学」などいくつか例はある。

○英語表記も変更するのか。

→英語については今のままと考えている。

○他に候補としてあがった名称はあるのか。

→公立を頭につけるのか、途中につけるのか、また今のままでいいのではという意見もあった。法人名には頭に公立とつくが、通常使用するのには大学名であり、大学名に「公立」と付くことで高校側の対応が決定的に違ってくるという感触を持っている。

原案どおり認められれば、法人名は「公立大学法人公立鳥取環境大学」、大学名は「公立鳥取環境大学」ということになる。

- (2) 公立大学法人鳥取環境大学の教員の任期に関する規程の一部改正について

資料に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

主な意見等は次のとおり。

○再任可という表現は問題とならないのか。以前社会保険労務士から、再任用されず訴訟等に発展した場合に法律上耐えられるか問題があるといった指摘を受けた経験がある。

○民間では正社員であれば当然、無期雇用となるため違和感がある。

→大学教員は、研究職であり成果等が求められるため、任期の定めのある雇用は一般的である。  
○法律で一定要件下での無期雇用が義務付けられ、それに対して大学が原則5年で厳しく業績を評価し、雇用の継続を判断しようという姿勢は評価できる。しかしながら、評価のやり方もしつかり詰めておかないと危うい。

→本学では来年4月採用での金融、気象といった分野の教員を公募しており、勤務条件を明確にするため今回の規程改正を進めている事情がある。併せて学長の下プロジェクトチームを組んで現在評価基準の策定を進めている状況にある。今のスケジュールで進めば、平成25年4月以降の採用教員であれば、新しい評価基準を少なくとも2年間適用し評価できるが、それ以前の採用教員は実質1年の実績に基づく評価しかできないため、附則を定め適切な評価期間を保持することとした。

○問題は制度が生きたものになるか、きちんと機能するかどうかということ。今回の教員公募に備えた措置ということも理解できるので、再任用しなかったときの法律上の争いへの備えや評価基準の策定状況等を、継続してきちんと説明していただくという前提で了承したい。